

議案第 4 号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の195」に、「100分の235」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第6条第2項中「100分の215」を「100分の195」に改める改正規定は、平成22年4月1日から施行する。